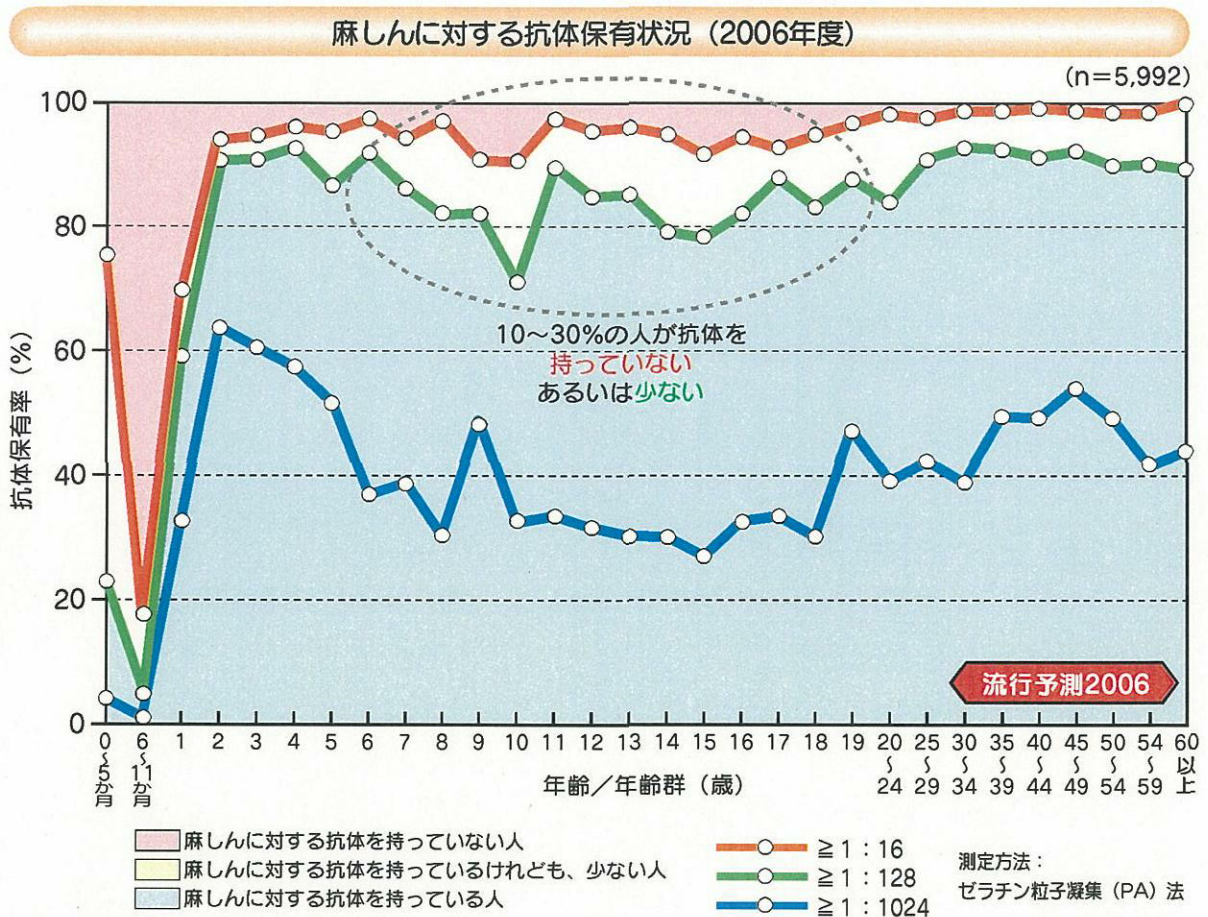


③一度は免疫を獲得しても、年月を経る間に免疫が低下する

\*2 ここで「完全に」という言葉を使った理由が一つあります。麻しんに対する免疫をある程度持っている、麻しんウイルスが体内に侵入し、発症を抑えられず発症した場合でも、全く免疫をもっていなかった人に比べ、その症状は軽くなります。たとえば、発熱が37℃台までにとどまっていたり、発熱の期間が短くなったり、せきや鼻水などが軽いか見られない、発しんが手足だけに出るなどで、これは「修飾麻しん」と呼ばれます。「修飾麻しん」は症状が軽いわけですが、通常の麻しんに比べて感染力は弱いものの、周りの人に麻しんをうつしてしまうことには変わりはありません。

2008年1月1日から始まった麻しんの全数報告制度によると、患者さんの約50%は予防接種をこれまでに1回も受けたことがない人でしたが、20%くらいの人には予防接種を1回受けたことがある人でした。



(2) 予防接種の制度

予防接種には、予防接種法という法律に基づいて受ける定期接種と、法律に基づかない任意の予防接種(定期外接種)があります。

定期接種として規定されている予防接種を受けることは、国民の努力義務でもあります。反面、受けやすいように、受ける人の住所がある市区町村が予防接種の費用を全額あるいは一部負担し、通常無料あるいは少額で接種を受けることができます\*3。また、後で述べる副反応(健康被害)についても法律に基づいた救済の制度が用意されています。麻しんの予防接種を定期接種として受けられる期間は、各1年間ですので、この期間に接種をしないと定期外(任意)接種として受けることになります。